

聖書

原文校訂による口語訳

レビ記

フランス会
聖書研究所訳注



サンパウロ

2008559433

はしがき

レビ記の批判的口語訳は、創世記の場合と同じ規準と原則に従いました。レビ記は元来、律法書であつて、創世記と異なる性格をもつものであります。本訳にも創世記の場合と同様の文体を用い、できるだけ明解なものとなるよう努力いたしました。

当用漢字厳守の方針のもとに訳業を進めることにいたしましたので、従来の術語、特に1—7章の奉
獻祭儀に関する術語についての再検討を行ない、新しい語を造りました。卷末にはその対照表をのせ、
カナで表記したそれぞのヘブライ語もその中にしるしました。

固有名詞のカナ表記については、本訳からは、一般に普及しているものにできるだけ従うようにし、
それよりももつとヘブライ語の発音に近い表記ができる場合にも、この方針によりました。

レビ記に見られる律法の多種多様の形とその特殊性を、訳文を通じてじゅうぶんにあらわすことはでき
きないことあります。これを補うために、巻末に、この神感書に含まれている律法の分類表を付録と
してそえました。なお律法の形については、解説で詳述いたしました。

解説、注、および付録が、読者のために、この律法書に秘められている神のことばをよりよく、かつ

より深く理解する助けとなれば、幸いります。

一九五九年 聖靈降臨の大祝日

東京

フランシスコ会聖書研究所

はしがき

目次

目次

旧新両約聖書の書名および略名

凡例

レビ記解説

レビ記(本文と注)

21

付録

本文批判

ヘブライ語本とブルガタ訳の章節対照表

祭儀上の主要用語翻訳対照表

律法の文体と形の分類表

168 167 166 164

旧・新両約聖書の書名および略名

旧 約 聖 書

歴史書	ネヘミヤ記……ネヘミヤ
創世記……創	トビト記……トビト
出エジプト記……出	ユディト記……ユディト
レビ記……レビ	エステル記……エステル
民数記……民	マカバイ記上……マカバイ上
申命記……申	マカバイ記下……マカバイ下
ヨシュア記……ヨシュア	ヨブ記……ヨブ
士師記……士	詩編……詩
ルツ記……ルツ	格言の書……格
サムエル記上……サムエル上	コヘレト(伝道の書)……コヘレト
サムエル記下……サムエル下	雅歌……雅
列王記上……列上	知恵の書……知
列王記下……列下	シラ書(集会の書)……シラ
歴代史上……歴上	イザヤ書……イザヤ
歴代史下……歴下	預言書
エズラ記……エズラ	イザヤ書……イザヤ

新 約 聖 書

歴史書	マタイによる福音書……マタイ
マルコによる福音書……マルコ	マルコによる福音書……マルコ
ルカによる福音書……ルカ	ヨハネによる福音書……ヨハネ
使徒行録……使	使徒行録……使
書簡	ローマ人への手紙……ローマ
	コリント人への第一の手紙……コリント
	コリント人への第二の手紙……二コリント
	ガラテヤ人への手紙……ガラテヤ
	エフェソ人への手紙……エフェソ
	フィリピ人への手紙……フィリピ
	コロサイ人への手紙……コロサイ
	テサロニケ人への第一の手紙……一テサロニケ
黙示録	テサロニケ人への第二の手紙……二テサロニケ
	テモテへの第一の手紙……一テモテ
	テモテへの第二の手紙……二テモテ
	テトスへの手紙……テトス
	フィレモンへの手紙……フィレモン
	ヘブライ人への手紙……ヘブライ
	ヤコブの手紙……ヤコブ
	ペトロの第一の手紙……ペトロ
	ペトロの第二の手紙……二ペトロ
	ヨハネの第一の手紙……一ヨハネ
	ヨハネの第二の手紙……二ヨハネ
	ヨハネの第三の手紙……三ヨハネ
	ユダの手紙……ユダ

凡 例

〔 〕 印の中の語句は他の人による傍注と思われるもの。

() 印の中の数字は、 Vulgaris 訳聖書の章節の番号。

- 印は上欄番号の節のはじまりを示す。ただし行の冒頭の場合には印を付さない。
- ブルガタ訳の章節と異なるヘブライ語本の章節の番号は、イタリック字体で示した。166ページ対照表参照。

レ ビ 記 解 説

モーセ五書中の レビ記　食、特にこの総称にふさわしい書はレビ記である。本書はモーセ五書中、律法に終始するただ一つの書だからである。

「一つの神」「一つの民族」「一つの地」というモーセ五書の基礎的思想が最もはつきりあらわれていると思われる本書である。創世記では、どのようにして「一つの神」が「一つの民族」イスラエルを諸民族の中から選んだかが述べられ、出エジプト記では、どのようにしてこの選民がエジプトから約束の「地」へ導き出され、シナイ山の契約によって唯一の神ヤーウェに聖別されたかが伝えられている。これに続くレビ記は、選民が、神ヤーウェにならって聖となり、またヤーウェから与えられる聖地に住むにふさわしいものとなるために、守らなければならない生活上の規律について述べている。すなわち、「わたしは、おまえたちにカナンの地を与える、おまえたちをエジプトの地から導き出したおまえたちの神ヤーウェである」(25:38)。「おまえたちはわたしに対し聖でなければならぬ。ヤーウェであるわたしは聖であり、おまえたちをわたしのものにしようと、もろもろの民から区別したからである」(20:26)。「おまえたちはわたしのおきてとわたしの定めを守らなければならない。それを行なう人は、それによって生きるであろう。わたしはヤーウェである」(18:5)。

このようにレビ記は生活上の規律を示すものであったので、昔のユダヤ人が、その子女に聖書を教える場合、最初に用いたのは本書であった。

本書は「イスラエルの子ら」全体の守るべき規定を含むとはい、本書の大部分は、おもにレビ族だけから出る司祭に関するものであるため、ギリシャ語訳者たちは本書に「レビ記」という名称をつけた。本書のヘブライ語名称は、昔は「司祭の守るべき規定」と呼ばれたが、今日では本書の冒頭のことば「ワイークラ」(そして「ヤーウェはモーセを」呼んで……)がその名称となっている。

レビ記のヘブライ語原文の冒頭にある「そして」という語は、その前の出エジプト記とのつながりを示すものであろう。モーセ五書のヘブライ語原文は、最初は一連の記録であった。出エジプト記の最後の40章にごく自然に結びつくと思われる箇所は、レビ記8—9章であろう。この二つの章には、アロンとその子らの叙任式のことがしるされている。この記事は、出29章にしるされているヤーウェの命令どおりモーセが実行した、ということを述べたものである。(類例としては、出25¹—28⁴³30¹—10と35⁴—40³⁸を見よ)。8—9章の叙任式の記事に続く10章は、アロンの子ナダブとアビウの急死の記事で始まるが、そのあとに、司祭の作法、義務、権利に関する規定をおさめた記録が続いている。あがない日の日の規定を述べている16章も、まず10章のアロンの子らの急死に言及してから始まる。もう一つの歴史的な出来事(それが原因となって新規定がもうけられたと思われるもの)は、24¹⁰—23にしるされている冒とく事件である。しかし、以上のような歴史的事件を多少おさめているとはい、レビ記は形式と内容の点からみて一つの律法書である。

8—10章は、「ヤーウェはモーセに仰せられた」という一定の前置きで始まり、モーセとレビ記

アロンとその子らの叙任式に関する命令が、そのあとに続いている。モーセはま

ず、「ヤーウェが命じたじおり」会見の幕屋の入口に全会衆を集め、次に、「ヤーウェがせよと命じたこと」をかれらに告げて。アロンとその子らが執行すべき儀式、またはかれらの守るべき規定は、「モーセはアロンとその子らに言つた」(8₃₁10₆12)、「……アロンに言つた」(9₂)という前置きで始まって。歴史的事件に言及している16₁—₂においても、同様の形が見られる。すなわち「ヤーウェはモーセに仰せられた、『おまえの兄アロンに告げて……』」。冒とく事件が原因で規定がもうけられる場合にも、同様な前置き、すなわち「ヤーウェはモーセに次のように仰せられた、『……イスラエルの子らに告げよ』」(24₁₃15)がしるされている。以上述べたどの場合においても、前置きのことばと対称的なものが結びのことばとなっている。その一例は8₃₆の「アロンとその子らは、ヤーウェがモーセを通じて命じたことをことじとく行なつた」である(8₉13₁₇21₉21₁₀₅7₁₆₃₄24₂₃も参照)。

「ヤーウェはモーセに仰せられた」というこの一定の前置きは、レビ記のほとんど各主要部分、なれば多くの個別的な箇所の冒頭句として用いられている。この前置きは、さきに述べた三つの例(8₁16₁—24₁₃)のほかに、三十二回出る。本書の冒頭句となっているのは、このことばを莊厳な形にしたものである。「ヤーウェはモーセを呼んで、会見の幕屋からかれに次のように仰せられた、『イスラエルの子らに告げよ』」が続いている(ただし19₂と24₂の場合は少し異なる)。次に、モーセがヤーウェから、「アロンとその子らに命じて言え」と言わわれているのが三回(6₂18₆25₂₂2₃)、「アロンに」と「アロンの子、司祭らに」とがそれぞれ一回ずつ(21₁₇21₁)、「アロンとその子らとすべてのイスラエルの子らに」「が二回(17₂22₁₈)となっている。

冒頭句

の中にアロンの名がはいって、「ヤーウェはモーセとアロンに仰せられた」となっているのは四回である。このうち二回は、そのあとに「イスラエルの子らに告げて……」(11², 15²)が続き、他の二回(13¹, 14³³)は、規定が続いている。また、「ヤーウェはモーセに仰せられた」といういちばん簡単な形が前置きとなつて残りの七回の場合にも、すぐそのあとに規定が続いている(5¹⁴, 20, 6¹², 14¹, 20¹)。

¹ 22²⁶, 23²⁶。

レビ記全体を通じて一箇所だけは、モーセの名をあげずに、「ヤーウェはアロンに仰せられた」となつておらず、そのあとに、アロンとその子らに対する禁酒令が続いている。しかしこの短い箇所の結びの中にも、「モーセを通じて」というレビ記全体の特徴があらわれている。すなわち、「おまえたちが……ヤーウェがモーセを通じてイスラエルの子らに仰せられたすべてのおきてをかれらに教えることができるためである」(10¹¹)。

以上述べた箇所の結びのことばは、概してそれぞれの前置きのことばと調和している。前置きの中には、場所を示すことば、すなわち「会見の幕屋」(1¹)と「シナイ山」(25¹)がそれぞれ一回出る。結びの中には、「シナイ山」が三回出る(7³⁸, 26⁴⁶, 27³⁴)。

レビ記にしるされている規定は多様にわたり、内容や種類を異にしているが、各部分の書き出しには一様にモーセの名が用いられている。すなわち、司祭の守るべき規定と一般人の守るべき規定、また個人の守るべき規定と会衆の守るべき規定、また男の守るべき規定と女の守るべき規定、また儀式に関する規定と道德、刑罰、財産に関する規定、また荒野で遊牧生活をしている人々を前提とした規定と土地を得てそこに定住し耕作に従事している人々を前提とした規定、さらには国家的祝祭を行なう場所をもち、収穫を祝うための暦をもつ人々を前提とした規定といったように、多種多様にわたつていて、これらその後代の規定が神によってモーセに詳細に啓示され、数世紀にわたつて口から口へと伝えられて実施されるようになったとは、だれも考えない。

書き出しがすべて、「ヤーウェはモーセに仰せられた」となつていて。

しかし、このことは、必ずしもこれらの規定のすべてが神から直接モーセに語られたというのではなく、「この規定は神感によるものである」という意味を含めたものである。特にバレスチナに定住後のイスラエル人に適用される詳細な規定(モーセはイスラエル人が約束の地にはいる前に死んでいるので、これらの規定はモーセ以後のもの)をよく考察すれば、このことはおのずから明らかである。今日、これらの後代の規定が神によってモーセに詳細に啓示され、数世紀にわたつて口から口へと伝えられて実施されるようになつたとは、だれも考えない。

規定がモーセ時代以後のものであるとはつきりわかるところでは、それは将来のための規定という形で書き表わされている。たとえば、石造りの家屋のらい病についての規定がそれで(荒野におけるモーセ時代にはイスラエル人は石造りの家ではなく幕屋に住んだ)次のようにして記されている。「ヤーウェはモーセとアロンに次のように仰せられた、『おまえたちに所有地として与えるカナンの地に、おまえたちがはいって後、その所有地にある家に、わたしがらい病の患部をつけるならば、その家の持ち主は来て、司祭に……と告げなければならない。……』」(14³⁴—35)。同様に、モーセより数世紀後に始まる幽囚時代の状態は、律法を守らなければこのような罰を受けるであろうという将来に対する警告の形で描かれて(26²⁷—39)、そのあとに、かれらが悔い改めるならば、シナイ山で結ばれた契約のゆえに自山になるであろうことが続いている(26⁴⁰—45)。そして、「以上は、ヤーウェがシナイ山でモーセを通じて、ご自身とイスラエルの子らとの間にもうけたおきてと定めと規定である」(26⁴⁶)という総括的なことばで結ばれている。

各規定の書き出しに用いられている「ヤーウェはモーセに仰せられた」という文句は、当時一般に認

められていた言い方で、これは、これらの規定がみな、同一の基礎、すなわちシナイ山の契約に基づくということ、およびイスラエルの立法者、契約の仲介者としてのモーセにシナイ山ではじめて与えられた権威と同じ権威をもつということを意味するものである。この契約と権威はキリスト来臨まで存続する。「新しい契約」が「はじめの契約」に取って代るとき（ヘブライ8:13-10:9-10参照）、神の民が守るべき規定の書き出しのことばは、「ヤーウェはモーセに仰せられた」から、「しかしわたしは『言う』というキリストのことばにかわる（マタイ5:22-28,32-34,39-44）。

ダビデ以後の人たちによって編集された詩編がすべてダビデの作とされ、またソロモン以後の人たちによつて編集された詩書が一般にソロモンの作とみなされていたぐらいであるから、神の権威のもとに定められた古代イスラエルの律法がすべてモーセから伝わつたものとされたのは当然のことである。著者が「ヤーウェはモーセに仰せられた、『イスラエルの子らに告げよ』」という冒頭句の中で意図した真の意味はここにあるのである。

モーセ五書の出所とされている各種伝承（創世記中のモーセ五書解説参照）の構成と年代 うち、どれがレビ記に用いられているかという問題については、一般には司祭伝承であるとされている。

また、レビ記の内容は数世紀にわたる時の経過とともにしだいに増大し、いくつかの層をなすにいたたといふことも、広く一般に認められている。これらの層のうちで最も特徴あるものの一つは、いわゆる「聖性法典」で、「H」（ドイツ語名のかしら文字）あるいは「P」（司祭伝承の一部）であらわされている。この法典は17章から26章にわたり、最後に総括的な結びはあるが、それに符合する冒頭句はない。レビ記の最後の章である27章は、補遺としてこの法典につけ加えられたものである。律法としてモーセ五書全体の骨組となつている司祭伝承、すなわち最後の形をとつた司祭伝承に属するものである（創世記6:ページ解説参照）。最後に、レビ記のはじめの部分である1-7章は「奉獻の規定」を述べたもので、総括的結びをもつてゐる。しかし、この規定は1-5章と6-7章に分けられる。詳しくは後述する。

以上のような構成に関する考察から、レビ記は次のように区分される。

- 第一部 奉獻の規定（1-7）
- 第二部 アロンとその子らの司祭叙任（8-10）
- 第三部 律法上の清浄（11-16）
- 第四部 聖性法典（17-26）

補遺 奉納物の買いもどし（27）

この四つの部分はそれぞれ内容を異にし、固有の結びをもつてゐる。このうち「聖性法典」は、かなり古くから成文法として独立して存在し、これに1-16章が加えられ、さらに補遺としての27章がつけられて、現在のレビ記が成立したのである。

「聖性法典」と呼ばれるのは、この法典が、「ヤーウェであるわたしは聖であるから、おまえたちは聖でなければならない」という思想を根底としているからである（1ページ参照）。では、この法典編

集がいつ始まつたかを考察してみよう。この場合しばしば議論のまことにされるのは、この法典の表現、語句、全文が、バビロン幽囚時代、すなわち紀元前六世紀の初期の預言者エゼキエルが用いたものとよく似ていることである。左記の箇所をそれぞれ対照してみよ。

(レビ記) ————— (エゼキエル書)

17 10 13	14 8 24 7
18 1 5	18 9 20 5 7 11 19 21
21 5	44 20
26 4 — 6 11 — 13	34 25 — 28 37 26 — 27

もちろん第一、第二、第三部の場合と同様に、「聖性法典」にもモーセ時代にさかのぼる箇所がある。冒頭の17—4がその例である。すなわち、この箇所は、イスラエル人に、牛、羊、あるいは犠牲をほぶる場合、それを宿营地のなかで行なうときでも、外で行なうときでも、とにかくその前にまず会見の幕屋の入口にそのいけにえを連れて行くことを要求している。このような規定がモーセ時代にさかのぼるということは、別に問題ではない。問題とされるのは、むしろ、この「聖性法典」がいつ現在見られるような形をとつたかということである。以前は、この編集はエゼキエルの手に成ったと考える者がいたが、今日では、エゼキエル以前に、しかも成文法として存在していたと、広く一般に認められている。エゼキエルが幻視のうちにイスラエルに告げるために受けた啓示は、すでに存在していた「巻物」の形でなされている(エゼキエル29)。このことは、「ことば」を口に入れられたエレミヤの場合と対照的である(エレミヤ19、なおイザヤ65—8参照)。

「聖性法典」中の勧告や規定はエゼキエル書の中ではよく知られた權威あるものとして用いられてお

り、また一方では、預言者自身が「聖性法典」の見解を補い完成したようにも見える。たとえば、「聖性法典」が従来どおり連帶責任について時々語っている(20⁵ 26³⁹ 参照)のに対し、エゼキエルは個人の罪については個人がその責めを負うべきことを主張している(エゼキエル18章)。

以上の考察などからすれば、次のようなことが言えよう。すなわち、聖性法典の最初の編集は、南のユダ国の末期ごろに始まつたらしく、北のイスラエル国の律法の法典編集に似ている。後者は現在申12—26章に見られる(創世記4—5ページ解説参照)。この二つの法典は同じような書き出しで始まり、よく似た文句で終つており、その他多くの類似点をもつてゐる。また多くの点で、両者はモーセに源を発していることを示している。さらにこの年代をはつきりとさせようという試みがなされていくうちに、次のような説が提唱された。すなわち、エルサレムに住む司祭たちによって伝えられた司祭伝承の一部である聖性法典、すなわち現在われわれがレビ記の17章から26章までに見るような法典の編集は、預言者イザヤの時代にエゼキア王(76—68在位)が行なつた宗教改革のさいになされたのである。そのころ、ヤーウェは特に「イスラエルの聖なる御者」としてあがめられており(イザヤ14⁵ 19²⁴ 10²⁰ 12⁶ 17⁷ 29¹⁹ 30¹¹ 12¹⁵ 31¹ 37²³、なお6³ 8¹³ 29²³ 参照)、ヤーウェの「聖性」が、この法典に作成の理由、動機、目標、名称を与えている(18注2後半参照)。

レビ記の他の部分についての検討は、「聖性法典」の場合よりもむずかしい。その大部分は——まとまつた律法として——「聖性法典」より後に編集されたものであろう。しかし、そのうちいくつかの規定は、非常に古く、「イスラエルの大立法者」モーセから伝わったものと思われる。第二部(8—10章)については、少くとも次のように言うことができる。すなわち、第二部は本来は出エジプト記の末部に統くもので、第一部『奉獻の規定』(1—7章)が編集される前からあつたようである。しかし、このこ

とは、第一部の中の個々の奉獻規定あるいは各部分が、第二部より後のものであるというのでもなければ（1注¹参照）、またあとで第一部にいさいつけ加えがなされたたというのでもない（5注¹参考照）。

レビ記の各部にあらわれている規定——「聖性法典」も含む——の古い形については、あとで特別に考察することにする。レビ記が現在の形にいつなったかという問題については、ここでは、モーセ五書全体の場合と同じようことが言えよう。すなわち、最終の編者はバビロン幽囚以後の人たちで、かれらはモーセの精神を失わないようにつとめ、モーセからの伝承をわれわれを含む将来の世代のために、最終の形に編集したのである。

記 記
レビ記の各部にあらわれている規定——「聖性法典」も含む——の古い形については、あとで特別に考察することにする。レビ記が現在の形にいつなったかという問題については、ここでは、モーセ五書全体の場合と同じようことが言えよう。すなわち、最終の編者はバビロン幽囚以後の人たちで、かれらはモーセの精神を失わないようにつとめ、モーセからの伝承をわれわれを含む将来の世代のために、最終の形に編集したのである。

本書を構成している「律法」の大部分は、社会道德に関するものというよりも奉獻祭儀（はむしろ祭儀に関するもの）である。奉獻の規定をまとめて述べて最初の七章（全焼納祭、酬恩伴食祭など）、司祭叙任式など（8—10章）、各種の清めの式（12⁶—8 14¹⁰—32 15¹⁴—15 28—29）、あがない日の儀式（16章）、司祭といけにえに要求される律法上の条件（22章）、年間祝日の儀式（23章）に関する規定の中に用いられ、またその他の箇所にも用いられている（例、19²¹—22）。さらに、レビ記以外のモーセ五書中のいけにえ奉獻に関する記事の中だけでなく、旧約聖書全体によく見られる。古代宗教や真のキリスト教に見られるように、宗教行為の最も本質的なものは、いけにえを奉獻することである。レビ記にしるされている古代イスラエルのいけにえ奉獻は、その概念が清浄であるという点で、他民族のいけにえ奉獻よりもすぐれている。また、神の摂理により、キリストの唯一完全ないけにえの前表とされ、その象徴的意義は、キリストのいけにえによって明らかにされる。したがって、

いけにえ奉獻に関する律法にも、「キリストに導く案内者」としての使命がうかがえる（ガラテヤ3:24参考照）。

第一部（1—7章）は、他民族の古代文献に見られるようないけにえを奉獻するときの祈り、祝福、あがないのことはをじるしたものではなく、いけにえ奉獻の儀式規定を述べたものである。レビ記全体に強調されていることも、この奉獻に関する規定であって、祈りなどの文句ではない。これらの規定は、その実施が廃止されている今日においてもなお、完全ないけにえであるキリストのかたどりとしての意義をもつてゐる。旧約の神と新約の神とは同一である。新約のわれわれは、旧約聖書にしるされてゐる礼拝方法——すべてのものを新たにする御子があらわれるまでは、神はこれをよしとされた——から多くを学ぶことができる。

さきに述べたように、第一部「奉獻の規定」は、1—5章と6—7章に分けられる。前者は奉獻すべきいにえの種類、奉獻方法ならびに執行者について規定したものであり、後者はいけにえを奉獻するさいの司祭の守るべき義務、司祭の分、奉獻者の義務、その他祭儀上のことを規定したものである。

さらに、前者は1—3章と4—5章に分けられる。1—3章は清淨な状態のときに行なう祭（全焼納祭、穀祭、酬恩伴食祭）、すなわちヤーウェと親交関係にある場合を扱つたもの、4—5章は不淨を清めてヤーウェとの親交を回復する場合（償罪祭、償過祭）を扱つたものである。

全焼納祭　創世記の中の第一創造史（1:1—2:3）のように、レビ記1—3章には整然とした神学がうかがえる。すなわち、創世記では事物の起源がはじめに述べられ、それに続くすべての創造が順序よく述べられており、レビ記では最上位の奉獻である全焼納祭がまず述べられ、次にその他の祭りが続いてしるされている。全焼納祭は、神をたたえ礼拝するために、いけにえの肉をすべて祭壇上で焼いて神に

ささげる祭りである。神への完全従属とか、できるだけ完全な方法で神をあがめようという人間の願望というものを、これほどよくあらわしたものは旧約ではほかにない。したがって、この祭りが基本的奉納として毎日行なわれるようになったこと（6:1—6とその注2参照）、および会見の幕屋「神殿」の前の大祭壇が「全焼納祭壇」（4:7-10,18,30,34）として知られるようになったことは当然である。

全焼納祭の特徴をよくあらわしたことばは、「意にかなうかおり」（1:9-17）である。この表現はすでに創8:20-21に見られた。また、ミサ中の典礼用語（カリス奉納のときの祈りの中）ともなっている。この語は直訳では、「なだめるかおり」（4:31,26-31の場合にはよくあてはまる）であった。この意味は、全焼納祭は「あがない」（1:4）の価値を持つという考えに符合する。「意にかなうかおり」は、最初の三章では、「祭壇の上でくゆらす」「ヤーウェにささげる火納物」という語句を伴なっている。これらの表現は、いけにえを神々の食べ物とする古代異教徒の思想に反し（ダニエル14:1-21参照）、唯一まことの神ヤーウェの靈的性格にふさわしいので、著者が好んで用いたものであろう。また同じような理由から、全焼納祭だけでなく、すべての祭りの奉納物に適用される一般的な用語として、「ささげ物」という語が用いられたのである。この語は直訳では、「（祭壇に）近づけられる物」であつて、あきらかに著者が、「食べ物」という語よりも好んで用いたものと思われる。「食べ物」は、1-7章においてはただ一度（3:11-16）だけ出る。これに反して、聖性法典には、しばしば用いられている（21:6-8,17-21,22-25）。全焼納祭のヘブライ語「オラ」は、「のぼる」「あがる」という動詞から転化したものである。

穀祭 次に述べられている奉納は穀祭で（2章）、その特徴は、むしろカナン定住後のイスラエル人を前提としている。しかし、初穂奉納の場合（2:12-14-16、なお24:9-21参照）、あるいは貧者が動物のいけにえ奉納の代用とする場合（5:11-13参照）を除けば、この供え物は動物のいけにえに附隨するもののように関係にもどすことである。

である。供え物のうち、乳香全部を含む「記念の分」が祭壇上で焼かれ、残りは司祭のものとなる。パン種とみつは墮落の象徴とされ、供え物から除かれているが、塩は防腐、浄化の象徴とされ、供え物に常に含められている（2:11-13とその注4-5参照）。

酬恩伴食祭 第三の奉納は酬恩伴食祭である（この原語の意味については3注1参照）。この祭りは、関係者一同が集まって食事をともにするという性格から、公の年間祝日のときには、祭儀の主要部分であつた。また、個人的理由に基づく誓願奉納とか任意奉納の場合にも、通常この祭りが執行された。奉納方法は全焼納祭の場合と同様で、まず、いけにえの血が祭壇にかけられ、脂肪が祭壇上で焼かれる。いけにえの血と脂肪はすべてヤーウェのものだからである（3:16-17参照）。次に、肉の特別な部分が司祭に渡され（7:28-34参照）、残りの部分は奉納者にもどされ、宗教的意義をもった会食の食べ物とされる。

償罪祭 以上述べた奉納はいずれもヤーウェとの親交関係を深めるためのものであるが、4:1-5,13に述べられている償罪祭は、たとえ無意識とはいえ、律法違反によつて失つた神との聖なる関係をとりもどすためのものである。連続奉納のときにはいつでも、この償罪祭が最初に執行され（聖体捧領のための告白と罪のゆるし、またはミサのはじめにとなえる告白の祈りに似ている）。次に全焼納祭や穀祭が続き、最後に酬恩伴食祭が執行される。要するに、償罪祭の目的は、人をふたたびヤーウェとの聖なる関係にもどすことである。

この祭りは詳しくしるされており、また他の祭りに見られる要素も多分に含んでいるので、すべての祭りの代表という資格をもつ。次にその式次第をあげる。奉納すべきいにえは、奉納者の身分や経済状態によって異なる。

レビ記

解説記

(5₁₁—13)は、穀祭の規定に反して、油と乳香は加えられない（2₁参照）。

償過祭 償過祭（5₁₄—26）は、人が聖所または隣人に損害を与えた場合に要求されたようである（4注1参照）。式次第はしるされていない。おそらく、この祭りのときにささげられるいにえの代りに金が払われるようになつたためであろう。これは常習となつたようである。また、奉獻者の出席の義務も後にはなくなつたようである。この祭りの特徴は、いにえ奉獻のほかに、違反者が司祭または被害者に二割加算の損害賠償をすることである。これは、損害とそれとともに不便などに対する賠償である。違反者が司祭にわたすいにえ、あるいはそれに相当する金額は、あがないとなり、ふたたびその者をヤーウェに近づける。この理由から、違反者の身分や経済状態、あるいはとがの輕重にかかわらず、一様に同一のいにえ（あるいは相当金額）がささげられた。すなわち、「おまえの値積りにしたがい、群れの中からきずのない雄羊」（5₂₅）が取られた（貢者のための輕減はない、14₂₁参照）。

6—7章には、以上述べてきた五つの基本的奉獻、すなわち全焼納祭、穀祭、酬恩伴食祭、償罪祭、償過祭のそれぞれの場合における司祭の守るべき義務などがしるされている。8—10章にも、これらの奉獻はあらわれるが、償過祭だけは述べられない。この部分にあらわれる特殊な奉獻は叙任祭で、この祭りには雄羊がほふられる（8₂₂—32）。

以上のほかに、いにえ奉獻にあたつて特に重要視されたのは血である。その祭儀的価値は17章（特に11—14節）に説明されている。ヘブライ人への書簡の著者は、いにえの血に与えられているこの意義を背景として、ある。

- 1 罪の告白（少くともある場合には、たとえば5₅）
- 2 奉獻者はいにえの頭に手を置き（全焼納祭の場合と同じ、1₄とその注₄参照）、次にそれをほふる

3 散血

- (1) 大司祭および民の場合には、聖所内の幕にふりかけ、香壇の角に塗る
- (2) その他の場合には、全焼納祭壇の角に塗る

- 4 残りの血を祭壇のもとに注ぐ（祭壇のまわりにかける全焼納祭の場合と同じ、1₅—15参照）
- 5 祭壇上で脂肪を焼く（酬恩伴食祭の場合と同じ、3₃—5₉—11₁₄—16参照）

6 いにえの残りの処置

- (1) 大司祭および民の場合には、宿营地の外で焼却
- (2) その他の場合には、司祭が食する

7 大司祭および民の場合をのぞき、式次第の叙述は次の語句で終る、「司祭は（その者の犯した罪について）その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる」この最後の語句が、式次第の一つ、すなわち最後に与えられる罪のゆるしをあらわすものかどうかは不明である。この語句は、そのような式のなごりであるかもしれないが、レビ記にあらわれている現在の形からは、むしろ、それぞれの場合の償罪祭の式次第を要約したもののようにみえる（4₂₆—31₃₅—5₆—10₁₃、なお5₁₅—26参照）。

貢者の場合には、動物のいにえの代りに二羽の鳥、あるいは小麦粉が用いられる。二羽の鳥を奉獻する場合、一羽は償罪祭のため、他の一羽は全焼納祭のために用いられる（5₇—10）。小麦粉奉獻の場合

キリストの血による完全な永遠のあがないのことを述べている。すなわち、「キリストは将来の恵みの大司祭として現われたのであって、……さらに大きくさらに完全な幕屋を経て、やぎと子牛の血を用い、ご自身の血をもって一度だけ至聖所にはいり、永遠のあがないをなしとげた」（ヘブライ 9:11-12、なお 8:1—10:18 参照）。

「見したところ、レビ記は非常に律法尊重主義で、また現代にはあまり用のない本のようにみえるかもしれないが、全体には神学的意義が豊かに含まれている。

**レビ記における
律法の文体と形**　各種律法の年代や起源だけでなく、その文体や形についても研究されるようになつた。

レビ記にあらわれている律法が——モーセ五書全体の場合も同じ——次の二つに大別されるということは、聖書学者間において意見の一一致をみている。〔特例律法、すなわち特殊な件をあげ、それについて拘束的な権威ある裁断を下したもの（例、12²—13²）、〔〕絶対律法、すなわち無条件遵守を要求するもので、その命令は直接あるいは間接に与えられている（例、出20²—17の十戒、レビ18⁷—17 21⁵—7 10—15）。特例律法の形は、ハムラビ法典のような非イスラエル系の古代律法の形に共通している。その起源は次のように説明されている。すなわち、この特例律法は、原始時代の不文律や慣習では裁断できなかつた諸問題に対してもそのつどなされた権威ある判決の記録であろう。この形は、レビ記では祭儀に関する規定する場合に、しばしば用いられているが、宗教関係以外の律法の場合に一般的に用いられているものである。

他方、絶対律法の形は特に宗教的性格をおびたもので、イスラエル人特有のものと認められている。この形はモーセ五書中の律法によく見られるもので、ヤーウェを発言者としてしるし、その権威をはつきりあらわしている。この絶対律法が、古代近東における特例を扱った慣習法と異なる点は、次の二つである。〔〕前者はヤーウェからモーセに啓示され、そしてヤーウェの命によってモーセが発布したものである。このことは、レビ記の各部分の冒頭句にはつきりあらわれている。〔〕後者の代表としてハムラビ法典を例にとり前者と比べると、後者が社会、道徳、宗教上の問題を規定する大原則に触れることなく、ただ一つの典型的な場合を取り上げ、これを多くの類例に適用させているのに対し、前者は大原則を設定し、それを基にしてすべての律法を定めている。モーセ五書の全律法——もちろんレビ記中の律法もふくむ——の根柢となっている大原則は、シナイ山における契約とともに発布された十戒である（出20²—17、申5⁶—21）。十戒はだいたい自然法をそのまま述べたもので、そのほかに、偶像崇拜の禁止と、安息日の遵守を含んでいる。偶像崇拜の禁止はヤーウェの靈的性から容易に引き出せる結論である。安息日はシナイにおいて聖なるヤーウェとその民の間に結ばれた契約の特別なしるしであつて（出31¹⁶—17 参照）、この契約こそ、レビ記中の「聖性法典」の特別な基礎となつていて（7—8 ページ参照）。

これら二つの形はそれぞれ、人称、数、文法上の形態、語順から見て、さらに細かく分けられる。すなわち次の十一の形に分類される。1から5までは特例形、6から9までは絶対形である。10と11は混合形であるが、絶対形の色合が強い。

特例形	1	……ときは、……	特例はヘブライ語不変化詞「キ」で始まる。主語および人称代名詞はすべて第三人称。
	2	……ときは、……	「キ」が主語の次にきて語順が変るだけで、あとは1と同じ。
絶対形	3	……する者は、……	特例は関係節の中にあげられている（すべて第三人称）。
	4	……する者は、……	特例は分詞句の中にあげられている（すべて第三人称）。
混合形	5	……する者はのろわれる	違反すれば「のろわれる」という語で始まり、次に3もししくは4の形が続いている。
	6	おまえは	
第三人人称複数	7	おまえの……は	
	8	おまえたちは	
第三人人称単数	9	おまえたちの……は	
	10	おまえは	
無条件遵守（第二人人称は全然あらわれない）	11	……ときは、おまえは……	第一人人称単数または複数が主格だけでなく、他の格にも用いられている。無条件遵守。
	12	……ときは、おまえたちは……	
混合形	13	……たは複数が条件節、結句、あるいは両方に用いられている。	
	14	たは複数が条件節、結句、あるいは両方に用いられている。	
第三人人称複数	15	特例は「キ」で始まる。1の場合と同じ。第二人人称単数または複数が条件節、結句、あるいは両方に用いられている。	
	16	特例は「キ」で始まる。1の場合と同じ。第二人人称単数または複数が条件節、結句、あるいは両方に用いられている。	
第三人人称単数	17	1の形はレビ記にあらわれない。その例は申27 ¹⁵ —26に見られる。1の形はレビ記にあらわれない。独立した律法あるいは新しい項目の書き出しにではなく、従属的な特例の場合に見られる（例、13 ³¹ —15 ⁸ —13）。1の形が、独立した律法あるいは新しい項目の書き出しに用いられた例は、出21 ¹⁸ —22 ¹⁶ に見られる。レビ記中の律法を以上の形にしたがって分類した表は、原文批判のあとの付録の中に示すことにする。この付録は、形についての研究の結論というよりは、むしろさらに深く研究するための手がかりとして付されたものである。	
	18	前記の十一の形はそれぞれ起源や著者を異にするものとは思われない。扱われている諸問題の性格から見て、このように多くの形に分れていることは、別に珍しきではない。他方、数や人称の不要な変化——ときには同一の節の中にも見られる——は、出所を異にする各律法が、法典編集のときに、同一の主題のゆえに合併されたということをあらわしているようである。あるいは、異なった形でなされたあとつけ加えを示したものかもしれない。同一の主題を扱ったもので、数、人称、文体に多様性のある例は、穀祭について述べている2章に見られる。すなわち、1—3節は特例形2（第三人人称）、4—10 ¹⁴ —16節は混合形10（第二人人称単数）、11—12節は絶対形7（第一人人称複数）、13節は絶対形6（第二人人称単数）である。これに反し、酬恩伴食祭について述べている3章は、最後の17節を除けば、すべて特例形2に属している（これは全焼納祭に関する1—3—17に用いられている形を受けついだものである。しかし1 ₂ は混合形11（第二人人称複数）である）。17節は脂肪と血を食べてはならないという禁令であつて、絶対形7（第二人人称複数）に属する。これは、同様にこの禁令を扱った7 ₂₃ —26に用いられている形と同じである（17 _{12b} —14b参照）。	

レビ記の批判的翻訳の基礎として用いた原文ならびに古代語訳本は、だいたいにおいて創世記の場合と同じである（創世記26—28ページ解説参照）。最近死海の近くで写本が発見されたが、一九五五年までに発見されたもののうちで、レビ記に関するものは断片だけである（例、8₁₃—19₃₁—34₂₀—23₂₁—22₃—23₄—5、これらはすべて古代ヘブライ語

の筆記体でしるされており、おそらく紀元前四世紀ごろのものであろう）。しかし一九五六年の初頭に十一号のほら穴で発見されたものの中には、レビ記のまとまった部分が含まれていた。これは非常に美しい小さな巻物に古代筆記体でしるされている。この古代文献と現在伝えられているレビ記とを対照して言えることは、後者は旧約聖書のうちで最もよく保存されたものの一つであるということである。ることはレビ記が不变の律法を内容としていることを考えれば、別にふしぎではない。この理由、ならばにレビ記の特殊用語の正確な意味が時として現代のわれわれに知られていないという理由から、原文（マソラ本）の修正は最小限度にとどめた。マソラ本に従わなかつた箇所は、創世記の場合に比べると非常に少ない。その箇所については、原文批判の中で述べることにする。

✓

レビ

記

本文批判

略号表

- ◎ マソラ本（ヘブライ語）
- ◎ サマリア五書（ヘブライ語）
- ◎ 七十人訳聖書（ギリシャ語）
- ◎ ベシッタ訳聖書（シリア語）
- ◎ ブルガタ訳聖書（ラテン語）

例言

本文批判は、本訳がマソラ本とは異なる読み方をした章節と、その根拠となつた本あるいは訳本を示すものである。ケレ・ケチブの箇所について、本訳がケレに基づいた場合は、批判的注を付さない。ケチブによる「ヤーウェ」という読み方は、ケレでは「アドナイ」となっているが、本訳は常にケチブにしたがつた。この場合も批判的注を付さない。性や数あるいは動詞の形などについて修正し、それが訳文の上にあらわれない場合には、批判的注を付さない。またマソラ本において文法上誤っているように見えるものも、それが別の意味を示さないかぎり、修正しなかつた。

批判の対象となる語句を見いだしやすくするために、批判の対象とならない語句をカッコにつつんだ。

- | | |
|--|---|
| <p>1 7 【司祭ら】 ◎等 ◎等 ◎等 ◎等による。58節に同じ。◎では単数「司祭」。</p> <p>1 8 【(切り分けたもの)と(頭および脂肪)】 ◎等 ◎等 ◎等による。820参照。◎では「(切り分けたもの)すなわち(頭および脂肪)」。</p> <p>1 16 【そのえぶくると羽】 ◎等 ◎等による。◎では「そのえぶくるとその【すなわち、えぶくるの】羽」。なお注9参照。</p> <p>5 2 【それを知るようになって】 34節に同じ。◎では「不淨となつて」。注3参照。</p> <p>5 15 【銀二(シェケル)】 母音符号を変えて両数形に訳した⑤による。◎では複数「銀数(シェケル)」。</p> <p>5 24 【(その五分の一)】 ◎等 ◎等 ◎等による。16節と2727に同じ。◎では複数「(その五分の)いくつか」。</p> <p>11 9 4 【現われる】 母音符号を変えて読んだ⑥による。6節参照。◎では「現われた」。</p> <p>11 21 【うしろ足が高く、折れ曲っていて】 ④による。◎では「うしろに高く折れ曲っている足がなくで」。</p> <p>25 33 【(その所有の町)にある(売られた家)】 ④による。直訳では「(その所有の町)の(家の売却)。本節後半参照。◎では「(売られた家)と(その所有の町)」。</p> | <p>◎ オンケロス・タルグム(アラム語)</p> <p>◎ ヨナタン・タルグム(アラム語)</p> <p>◎ 古代語訳本(少くとも三つ)。④は常に含まれる)</p> |
|--|---|

ヘブライ語本(◎)とブルガタ訳(○)の章節対照表

6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	20
3	2	1	26	25	24	23	22	21	20	19	◎
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	6	○
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	○
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	14	◎
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	15	○
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	○
23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	◎
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	○

祭儀上の主要用語翻訳対照表

本書の訳語		従来の訳語											
全焼納祭	火納物	オラ	イッシュ	ミンハ	セバーム	ラミム	火祭	燔祭	6	6	6	6	6
穀祭	酬恩伴食祭 ⁽¹⁾	カリル	アシヤム	トダ	ハッタト	ハッタト	素祭	素祭	3	12	11	10	9
償罪祭	とがの償い	アシヤム	アシヤム	ネダバ	ミルイム	ミルイム	愆祭	愆祭	4	19	18	17	16
償過祭	全納物	カルリル	カルリル	トダ	テルマ	テルマ	自発	自発	5	15	14	13	12
贊美	贊納物 ⁽²⁾	トダ	トダ	ネダバ	ミルイム	ミルイム	感謝	感謝	6	37	32	30	29
任意	奉納物 ⁽³⁾	ネダバ	ネダバ	トダ	テヌファ	テヌファ	自發	自發	7	16	12	11	10
叙任祭	謝礼 ⁽³⁾ 「司祭のため」	トダ	トダ	カルリル	アシヤム	アシヤム	罪祭	罪祭	15	22	14	13	12
あがないの座 ⁽⁴⁾	奉納物 ⁽⁵⁾	カルリル	カルリル	カルリル	アシヤム	アシヤム	素祭	素祭	5	6	6	5	4
永久にのろわれたもの		ヘレム	ヘレム	ヘレム	ヘレム	ヘレム	素祭	素祭	27	16	7	2	1

【注】(1)3章注1参照

(2)7章注12参照

(3)7章注13参照

(4)16章注4参照

(5)27章注10参照

律法の文体と形の分類表

(解説 16-19 ページ参照)

略号表

① 第一人称	ナ 命令的禁令
② 第二人称	禁 法規的禁令
○ 第二人称第三人人称混合	命 禁止をともなう命令
③ 第三人称	否 否定的条件文
④ 主語節をなす指示語 (II 「これ は」または「…次のとおり」)	規 「規定」 (◎は「トラ」)
⑤ 条件文「主として独立的」 (II 「…ときは」◎は「キ」)	永 「永久のおきて」または「永久 の分」
⑥ 条件文「主として従属的」 (II 「もし」◎は「イム」)	+ 連結接続詞 (◎は「ウェ」、「ウ」 など)
⑦ 関係接続詞 (◎は「アシェル」)	/ 選択接続詞 (◎は「オ」)
⑧ 並列的関係節 (◎は「ワフ」)	シ 対照接続詞 (◎は「アク」)
⑨ 分詞句	キ 理由の従属節 (◎は「キ」)

・ 定冠詞 (◎は「ヘ」など)
 () 一連の同じような規定の中で、
 あつたりなかつたりするもの
 「」かつこ内は主節と異なる形の
 付隨節をさす

第一人称関連用語	
ヤ ヤーウェ	ヤ ヤーウェ
神 神、ヤーウェ	モ モーセ
聖 聖(である、となる、など)	↓ に仰せられた に告げた、など
名を汚(す)	▼ 言え、または告げよ、など
恐 (神)を恐れる 顔 (II にらむ(直訳では「顔を向け る))	ア アロン
エ エジプト	子 アロンの子ら イ イスラエルの子ら
カ カナン	

例 言

この分類表は、個々の規定を列記し、かつ各規定に見られる形の変化を示したものである。

第二人称と第三人人称については、厳密な文法によるというよりは、むしろ意味の上からその格付けを行なった。たとえば、17^bの「おまえたちのうち、だれでも」の主語は、文法上は第二人称単数であるが、第二人称複数として扱った。同様に、11章の大部分も第二人称複数としてではなく、第二人称複数として扱った。

特例形については、単数と複数の区別をしなかった。

律法分類表

律法分類表

混合形

特例形
 |
 条件文
 |
 徒属独立
 |
 關係節分句

刑罰

1) モーセをさす? 5章注11末部参照。

律法分類表

律法分類表

1) 叙任祭の儀式執行者としてのモーセのことであろう。

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

13 59	13 57	13 56	13 55	13 53	13 51b	13 47	13 45	13 42	13 41	13 40	13 38	13 37	13 35	13 31	13 29	
"	"	"	"	"	"	ら衣 い類 病の	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
						の第 の場合									か髪 かいせん	
"	"	"	"	"	"	らい病人の守るべき規定	"	"	"	"	"	"	"	"	とひげの	
						種第一									の第 二の場合	
"	"	"	"	"	"	種第一									の第 三の場合	
類第 三	類第 二	類第 一														
<hr/>																
規																一人称と その 関係用語
<hr/>																{ 単 } 二人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 二人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 二人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 二人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																{ 単 } 三人称
<hr/>																{ 複 }
<hr/>																

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

律法分類表

〔事件の結果〕

1) モーセをさす。出25:30参照。

— 188 —

律法分類表

律法分類表

1) 27章注3参照。

律法分類表

$\frac{27}{34}$ $\frac{27}{33c}$ $\frac{27}{32}$ $\frac{27}{31}$ $\frac{27}{30}$ $\frac{27}{29}$ $\frac{27}{28}$ $\frac{27}{27b}$ $\frac{27}{27a}$ $\frac{27}{26}$

Imprimi potest. Romae, die 31 Maii 1959
Fr. Angelicus Lazzeri, Vic. Min. Gen. O. F. M.
Imprimatur. Tokyo, die 9 Junii 1959
+ Petrus Tatsuo Doi
Archiepiscopus Tokiensis

昭和三十四年七月十五日 初版発行
昭和六十二年四月一日 第七刷発行
定価二二〇〇円

版 權 所 有

Studium Biblicum Franciscanum
4-16-1, Seta
Setagaya-ku, Tokyo
158 Japan

Distributor

Chuo Shuppansha
1-2, Yotsuya
Shinjuku-ku, Tokyo
160 Japan